

パプアニューギニア独立国  
商標規則  
2002年改正

目次

第1章 手数料, 様式, 書面, 分類

第1条 手数料

第2条 登録官の誤り

第3条 書面の準備及び提出

第4条 商品の分類

第2章 登録の修正, 変更

第5条 登録の修正又は変更の申請

第6条 登録商標の変更の申請

第3章 禁止標章, 連合

第7条 禁止標章

第8条 連合標章の取消

第4章 登録出願

第9条 商標の登録出願

第10条 登録官は出願を修正するよう通知を発することができる等

第11条 受領の公告

第5章 登録に対する異議申立て

第12条 異議申立ての通知

第6章 登録及び更新

第13条 登録が通知される

第14条 更新申請

第15条 登録官が商標の登録の失効を通知すること

## 第7章 登録使用者

第16条 登録使用者

第17条 登録使用者の更新の申請

第18条 変更又は延長の申請：登録使用者

第19条 登録使用者の抹消申請

## 第8章 譲渡

第20条 譲渡の登録

## 第9章 異議申立てにおける訴訟手続き

第21条 第9章における解釈

第22条 第9章の適用

第23条 異議申立人の立証

第24条 出願人の答弁における立証

第25条 異議申立人の反論における立証

第26条 反論が提出されない場合の陳述書

第27条 許可又は特別許可による追加立証

第28条 特別許可がなされた場合の手続き

第29条 聴聞期日の日時及び場所の指定

第30条 聴聞

第31条 登録官の決定の通知

第32条 費用

## 第10章 異議申立事件以外の場合における訴訟手続き

第33条 異議申立手続以外の聴聞における手続き

## 第11章 証拠に関する形式的な要件

第34条 証拠

第35条 外国語による文書

第36条 供述書及び宣誓供述書

## 第12章 雑則

第37条 就業時間

第38条 訳文

第39条 書類の作成

- 第 40 条 代理要件
- 第 41 条 期間延長申請の期限
- 第 42 条 要件を充たさない場合
- 第 43 条 副本の認証
- 第 44 条 送達宛先
- 第 45 条 送達のお知らせ
- 第 46 条 決定理由
- 第 47 条 書類の破棄
- 第 48 条 登録官による規定外の指示又は行為

附則 1 様式(省略)

附則 2 書類に関する要件及び商標の表示(省略)

附則 3 商品の分類(省略)

附則 4 料金表

附則 5 禁止標章(省略)

## **第1章 手数料，様式，文書，分類**

### **第1条 手数料**

法に基づいて支払われるべき手数料は，附則4に規定される。

### **第2条 登録官の誤り**

附則4の第1号は，登録官における単なる誤り又漏れによって必要とされる訂正には適用されない。

### **第3条 文書の準備及び提出**

登録官の庁に受領された文書が，附則1に規定された関係様式に従っていない場合，若しくは附則2に記載された要件を遵守していない場合，登録官は，次のことをすることができる。

- (a) 文書が登録官の庁に提出されていないものとして扱う，
- (b) 文書は提出されたが，出願人に対して必要な変更をするように要請する，又は
- (c) 要件が遵守されていないことを明示した意見書を付して，出願人に文書を返却する。

### **第4条 商品の分類**

附則3に規定された商品の各区分は，法第22条(1)の適用上，商品の規定区分である。

## 第2章 登録簿の修正, 変更

### 第5条 登録の修正又は変更の申請

法第11条(1)又は(3)に基づく申請は, 様式5によるものとする。

### 第6条 登録商標の変更の申請

- (1) 法第12条(1)に基づく申請は, 様式3によるものとする。
- (2) 法第12条(3)の適用上, 所定の期間とは, 申請の公告日から3月間とする。
- (3) 異議申立ての通知は, 様式5によるものとする。
- (4) 異議申立ての通知を行う者は, 通知を行う日又はそれ以前に, 出願人に通知の写しを送達するものとし, その旨を様式5に示すものとする。

### 第3章 禁止標章，連合

#### 第7条 禁止標章

- (1) 附則5に規定された各標章は，禁止標章である。
- (2) 商標として善意の使用がされている標章ではない，附則5に規定された標章は，1979年11月1日以降，商標として，又は商標の一部として使用されてはならない。

#### 第8条 連合標章の取消

法第28条(2)に基づく申請は書面によるものとし，申請人が依拠する理由を示した意見書を添付するものとする。

## 第4章 登録出願

### 第9条 商標登録の出願

- (1) 法第32条(1)に基づく出願は、様式4によるものとし、別途許可されない限り、80ミリ×60ミリの表示サイズの商標の8つの表示とともに提出されるものとする。
- (2) (1)に言及されている表示の写しの1つは、出願様式内に設けられている所定の空欄に貼り付けるものとし、その他の7つの表示の写しは、次の場合を除き、様式に添付するものとする。
- (a) 商標が通常のローマ字でタイプ打ちされた場合は、様式内の空欄に貼り付けるべき写しは、貼り付ける代わりに、その空欄にタイプするか印字することができる。
- (b) 商標の性質に基づき、表示が便宜上、大きなサイズでしか複製されない場合は、その表示は、リネン又はその他適当な素材に取り付けられるか印字されるものとし、様式に添付されるものとする。
- (3) 登録官は、商標の表示が、時間の経過とともに商標の特徴を保てない素材上にある、又は取り付けられていると考える場合、出願人に対し、登録官が指定した素材上に取り付けた商標のさらなる表示を提出するよう要請することができる。
- (4) 登録官は、商標の登録前はいつでも、商標のさらなる表示を提出するよう要請することができる。
- (5) 法第35条(2)の適用上、所定の期間とは、官報において商標の登録の通知が公告された日以降6月間とする。
- (6) 法第35条(1)(b)に依拠した出願の場合、出願人は、次のことをしなければならない。
- (a) 最初に言及した出願に登録使用者の登録申請を添付する、又は、
- (b) 最初に言及した出願日から3月以内に、登録使用者の登録申請書を提出する。
- (7) 法第14章に基づく出願の場合、出願は、
- (a) 原典になっているオーストラリアにおける登録番号
- (b) 1975年9月15日における登録所有権
- (c) 法第106条(2)に関連する条件又は制約の存在
- を明示するものとし、(8)に従って、本項に言及されている事項を証明するオーストラリアの登録官又はその代理人によって認証された、オーストラリアの商標登録の抄本を添付しなければならない。
- (8) 登録官は、(7)に基づくオーストラリアの商標登録の抄本を提出するため、出願を提出した日から3月間延長することができる。

### 第10条 登録官は出願を修正するよう通知を発することができる等

法第33条及び第104条に基づき、登録官は、出願人に対して、通知した日から6月以内又はそれ以上の期間以内に、拒絶の理由が取り除かれるため、当該出願を登録官が満足できるよう修正するよう要請する通知を発することができ、そうでなければ、登録官が許可すれば、登録官は、出願の受理を拒絶することができる。

### 第11条 受領の公告

- (1) 法第37条(2)の適用上、所定の方法とは、官報によって大臣の許可を受けたことが示さ

れた定期刊行物において出願人が受理を公告する登録官の許可をいうものとする。

(2) 登録官は、出願人に対し、必要と考える材料を登録官に提出するよう要請することができる。

## 第 5 章 登録の異議申立て

### 第 12 条 異議申立ての通知

法第 40 条に基づく異議申立ての通知は、様式 5 によるものとする。

## 第 6 章 登録及び更新

### 第 13 条 登録が通知される

登録官は商標登録の後、合理的な期間内に

- (a) 官報によって大臣の認可を受けたことが示された定期刊行物に掲載する方法によって登録の通知を公示し、また、
- (b) 登録所有者に対し、様式 1 に従った登録の証明書を送付する。

### 第 14 条 更新出願

(1) 法第 60 条に基づく更新の出願は、最終の登録が失効する日を終期とする 6 月以内の期間になされるものとし、様式 6 に従ってなされるものとする。

(2) 更新出願時において商標が変更された形で使用されている場合には、更新を出願する者は第 10 条に基づいて修正申請を添付することとする。

### 第 15 条 登録官が商標の登録の失効を通知すること

登録官は、法第 61 条に基づき、商標の登録所有者に登録の失効日の通知を、当該失効日より 6 月以前に送付するものとする。

## 第7章 登録使用者

### 第16条 登録使用者

法第64条(2)に基づく商標の登録使用者としての登録の申請は、様式7によるものとする。

### 第17条 登録使用者の更新の申請

- (1) 法第66条に基づく申請は、登録所有者によって様式8に従って行うものとする。
- (2) 登録所有者は、第45条に従って、登録使用者に対し、更新申請の通知を行うものとする。
- (3) 法第66条(2)の適用上、所定の期間は6月とする。

### 第18条 変更又は延長の申請：登録使用者

法第67条(1)(a)又は(b)に基づく商標の登録使用者の登録の変更又は延長の申請は、登録所有者又は登録使用者により、様式9に従って行うものとする。

### 第19条 登録使用者の抹消の申請

- (1) 法第67条(1)(c)又は(d)に基づく抹消の申請は、様式10により行うものとする。
- (2) 出願人は、第45条に従い、登録所有者および登録使用者に対し、抹消の申請の通知を行うものとする。

## 第8章 譲渡

### 第20条 譲渡の登録

法第74条(1)に基づく譲渡の登録の申請は、様式11によるものとする。

## 第9章 異議申立てにおける訴訟手続き

### 第21条 第9章における解釈

(1) 本章において

「出願人」とは、異議申立ての通知がなされた申請又は出願を行った者をいう。

「答弁書」とは、出願人が異議申立てに応じることなく出願を継続する意思を内容とする書面による短い陳述書をいう。

「異議申立ての通知」とは、本規則が適用される異議申立ての通知をいう。

「異議申立人」とは、異議申立ての通知を行った者をいう。

(2) 本章において、異議申立ての根拠若しくは異議申立てに対する反論の根拠とする供述書の提出又はその副本の送達をしなければならないとの規定は、依拠する素材を供述書に包含したり別紙として添付したりすることが適当でない場合には、文脈に応じ、当該資料の提出又は当該資料の副本を送達しなければならないとの規定として解釈するものとする。

### 第22条 第9章の適用

本章は、法に基づく異議申立ての通知がなされた場合に適用される。

### 第23条 異議申立人の立証

異議申立人は、

(a) 異議申立ての通知が登録官の庁に提出されてから3月以内に、異議申立ての根拠とする供述書の副本を出願人に対し送達するものとし、また、

(b) 供述書の副本が送達されてから21日以内に、供述書の副本が送達された日時及び場所を記載した書面による陳述書を登録官の庁に提出する。

### 第24条 出願人の答弁における立証

出願人は、

(a) 異議申立人の供述書が送達された日から3月以内に、異議申立てに対する答弁として出願人が根拠とする供述書の副本を異議申立人に対し送達するものとし、また、

(b) 供述書の副本が送達されてから21日以内に、以下の事項が記載された書面による陳述書とともに、当該供述書を登録官の庁に提出するものとする。

(i) 異議申立人の供述書の副本が出願人に送達された場所及び日時

(ii) 異議申立人の供述書の副本が異議申立人に送達された場所及び日時

### 第25条 異議申立人の反論における立証

異議申立人は、

(a) 出願人の供述書の副本が送達された日から3月以内に、異議申立てに対する答弁として出願人が根拠とする供述書の副本を出願人に対して送達することができる。また、

(b) 供述書の副本が送達されてから21日以内に、供述書の副本が送達された場所及び日時が記載された書面による陳述書とともに、反論の供述書を登録官の庁に提出するものとする。

## 第 26 条 反論の供述書が提出されない場合の陳述書

異議申立人が第 25 条に規定された期間内に出願人の供述書に反論する意思がない場合には、その旨を記載した書面の通知書を登録官の庁に提出し、かかる通知書が提出された場合には、異議申立人は、副本を出願人に送達するものとする。

## 第 27 条 許可又は特別許可による追加証拠

- (1) 異議申立人又は出願人は、以下の場合を除いては追加証拠を提出することはできない。
- (a) 当事者が書面により追加証拠を提出することに合意した場合で、登録官の許可による場合。又は
- (b) 特別許可の取得の目的をもってなされた申請に対する登録官の特別許可による場合。
- (2) (1) (b) に基づく特別許可の申請は、聴聞期日でなされない場合には書面とするものとする。
- (3) 申請人は、申請を行う理由を記載し、提出を希望する追加証拠の性質を説明する供述書を申請書とともに提出するものとする。
- (4) 申請を行う申請人は、
- (a) 申請がなされた日から 14 日以内に、申請書及び供述書の副本を手続きの相手方に送達するものとし、
- (b) 申請がなされてから副本が送達された場合、申請書及び供述書の副本が送達された場所及び日時が記載された書面による陳述書を登録官の庁に提出するものとする。
- (5) 他方当事者が申請に異議を述べる意思を有する場合、申請書及び供述書の副本が送達された日から 14 日以内に、登録官及び申請者にその旨を通知するものとする。
- (6) 追加証拠の提出を認める特別許可がなされた場合、他方当事者は追加証拠に対する反論を行う機会を与えられる。
- (7) 登録官は、特別許可を適用するかについての決定を両当事者に通知するものとする。

## 第 28 条 特別許可がなされた場合の手続き

- (1) 登録官が一方当事者に追加証拠の提出を認める特別許可を行った場合、当該当事者は、
- (a) 特別許可の通知を受領した日から 1 月以内に、追加証拠の副本を手続きの相手方に送達するものとし、また、
- (b) 追加証拠の副本が送達されてから 21 日以内に、副本が送達された場所及び日時が記載された書面による陳述書とともに、追加証拠を登録官の庁に提出するものとする。
- (2) 他方当事者が追加証拠への反論のために証拠の提出を行うことを希望する場合、当該当事者は、
- (a) (1) (a) に規定する追加証拠の副本の送達された日から 1 月以内に、追加証拠に対する反論として依拠する予定の証拠の副本を、追加証拠を提出する特別許可を得た当事者に送達するものとし、また、
- (b) 供述書の副本が送達されてから 21 日以内に、反論の証拠の副本が送達された場所及び日時が記載された書面による陳述書とともに、反論の証拠を登録官の庁に提出するものとする。

## 第 29 条 聴聞期日の日時及び場所の指定

登録官は、手続きのいかなる段階においても聴聞期日を指定することができ、特に、一方当

事者が手続きの踏むことを怠った場合、又は手続きの訴訟が不当に長引いた場合には聴聞期日を指定することができる。

### **第 30 条 聴聞**

(1) 登録官は、出願人と異議申立人が聴聞を受けることを望む場合、第 29 条において指定された日時及び場所にて、出願人と異議申立人を聴取するものとする。

(2) 登録官は、適当と認めた場合、場合に応じ聴聞期日を適宜休会することができる。

### **第 31 条 登録官の決定の通知**

登録官は、異議申立ての各当事者に自己の決定の副本を送付するものとする。

### **第 32 条 費用**

(1) 本節に定める規定が適用される手続にて手続の当事者に訴訟費用を付与する場合には、訴訟費用はその目的をもって任命された登録官の庁の職員によって課税され、控除され、認証されるものとする。

(2) 訴訟費用への課税は登録官によって再審査することができるものとする。

## 第 10 章 異議申立事件以外の場合における訴訟手続

### 第 33 条 異議申立手続以外の聴聞における手続

法又は本規則が登録官に申請又は異議申立以外の事項について聴聞し、決定する権限を与えられている場合には、申請や当該事項に対する決定を行うためにとり行われる手続は、登録官がその目的をもってなされる申請に対して指示する手続によるものとする。

## 第 11 章 証拠に関する形式的な要件

### 第 34 条 証拠

第 9 章の定めに関わらず、登録官は供述書を作成した者に対して、供述書に含まれた証拠に代えて又はそれに加えて、登録官の面前で宣誓の上、証言することを要請することができ、その者の供述についての反対尋問を許すことができる。

### 第 35 条 外国語による文書

文書が外国語によって作成されている場合には、登録官が指示する方法によって真正を認証された翻訳文が登録官の使用に供されるものとする。

### 第 36 条 供述書および宣誓供述書

(1) 本条において

「領事館職員」は、領事関係ウィーン条約における意味と同じ意味とし

「外交使節団の一員」とは、外交関係に関するウィーン条約と同じ意味とする。

(2) 法及び本規則において登録官の庁に提出され、又は登録官に供される供述書は、

(a) 供述がなされる事項を表す標目を付され

(b) 一人称で作成され

(c) 供述者の事業の概要及び真実の所在地又は住所を記載し

(d) 段落に分けられ、連続する番号が付され、合理的な範囲内で一個の内容に限られ

(e) 提出者及び代理提出された場合の本人の氏名と住所が記載されるものとする。

(3) 供述は、以下の場合に行うことができる。

(a) パプアニューギニア国内—宣誓供述管理官の面前

(b) パプアニューギニア以外の英連邦自治領—裁判官、治安判事、宣誓供述管理官、公証人、宣誓供述書管理官、パプアニューギニアの外交使節団若しくは領事館職員又は当該自治領の法律によって宣誓をつかさどり供述書を受理する権限を与えられている者の面前

(c) それ以外の地域—権限に制限のない裁判官、英連邦の領事若しくは副領事、公証人、又はパプアニューギニアの外交使節団若しくは領事館職員の面前

(4) 供述が面前で行われた者の役職、供述がなされた日付及び場所は、供述書に記載されるものとする。

(5) 登録官は、供述者の署名及び供述が面前で行われた者の署名について、署名の証明がない場合、又は供述が面前で行われた者が供述書に記載された役職を有している事実の証明がない場合においても考慮することができる。

## 第 12 章 雑則

### 第 37 条 業務時間

登録官の庁は、1995 年公務員(管理)法で規定された時間及び日に、開庁するものとする。

### 第 38 条 翻訳

英語以外の言語、ピシン語、ヒリモツ語、又はローマ字以外の文字を含む商標登録の出願を行う場合、出願人は、出願と同時に、登録官に対し、以下のものを提出しなければならない。

- (a) 当該言語の英訳文
- (b) 当該文字をローマ字に書き換えたもの

### 第 39 条 文書の署名

- (1) 法又は本規則に基づいて登録官に提出された商標に関する文書は、出願人、異議申立人、若しくは代理人による署名又は認証がなければならない。
- (2) (1)に言及されている代理人は、出願人又は異議申立人に書面によって与えられた権限内でのみ行為できる。ただし、次の場合はこの限りでない。
  - (a) 代理人が、パプアニューギニア国内の弁護士である場合
  - (b) 代理人が、オーストラリアの州又は特別地域の弁護士である場合
  - (c) オーストラリアの 1952 年特許法又は 1955 年商標法により登録された弁理士である場合
- (3) 出願人又は異議申立人が法人である場合は、法人に対して拘束力をもつような方法で、(1)の書類に署名若しくは認証するか、又は、(2)の代理権を実行しなければならない。

### 第 40 条 代理要件

- (1) 代理人が、規則 39(2)(a)(b)(c)でいう者でない場合、登録官は、出願人又は異議申立人について代理権があることを示す証拠の提出を求めることができる。
- (2) 代理人が、法 39 条(2)に基づいて、出願人又は異議申立人の書面による代理権の範囲内で行った場合であっても、次の場合には、登録官は、裁量で、代理人の署名又は認証がある書類の受領を拒否することができる。
  - (a) 代理人が出願人又は異議申立人のために行う能力を有しないと判断した場合
  - (b) 代理人に職業的責任を問いただすと判断した場合

### 第 41 条 期間延長申請の期限

本規則に基づく期間延長の申請は、書面により、以下の期間に登録官の庁に提出しなければならない。

- (a) 延長期間が満了する前まで
- (b) 当該期間前に申請できない特段の事由があったと登録官が認めた場合は、登録官が認める期間内

### 第 42 条 要件を充たさない場合

本規則に基づき、何人かが何らかの行為をなすこと、書類に署名すること、何らかの供述をすること、又は、何らかの書類若しくは証拠が登録官に対して作成若しくは提出されること

を要請される場合で、かつ、要件をみたすことができない合理的な理由があると認められる場合は、登録官は、自らが指定する条件を付して、要件を免除することができる。

#### **第 43 条 副本の認証**

法又は本規則に基づき、文書の副本を提出することを求められた場合は、登録官の要請する方法により提出した副本が真正かつ正当であることを認証しなければならない。

#### **第 44 条 送達宛先**

(1) 附則 1 の様式で送達宛先を記載する場合は、様式を記載する者は、法若しくは本規則に基づき文書が個人又は様式中に記載された本人を代理する者に送達することのできるパプアニューギニア国内の住所を記載しなければならない。

(2) 送達宛先は、登録官の庁に対し書面により通知すれば、当該通知書に記載された宛先に変更することができる。

(3) 第 9 章が適用される手続きが係属中である場合、(2)に基づく通知書を受領した者は、当該手続きに関係するすべての者に対して、その通知書の副本を送達しなければならない。

(4) (1)の規定にかかわらず、第 39 条(2)(b)又は(c)に定める代理人によって、1979 年 10 月 18 日以降で 1980 年 12 月 31 日以前に提出された商標登録出願に関しては、出願人を代理して、法又は本規則に基づく文書の送達宛先として、オーストラリア国内の住所を出願書類に記載を記載することができる。

#### **第 45 条 送達の通知**

(1) 法又は本規則(第 9 章を除く)に基づいて、書類の副本を他方当事者に送達することを要請されている場合、最初に言及した者は、登録官に提出する前、又は、法若しくは本規則に規定されているその他の行為をする前に、当該当事者に対し副本を送達し、かつ、送達は適切な様式上の認証によって通知されなければならない。

(2) 書類は、受領通知付きの書留郵便、又は、規定されたその他の方法によって送達されなければならない。

#### **第 46 条 決定理由**

(1) 登録官の決定によって影響を受ける者が書面により要請した場合は、登録官は、決定の理由を簡潔に述べなければならない。

(2) (1)に基づく供述の詳細は、裁判所に対する不服申立てにおいてのみ要請されなければならない。

#### **第 47 条 書類の破棄**

(1) 登録官は、命令の日から少なくとも 25 年以上登録が消滅している商標に関する文書の破棄を命じることができる。

(2) (1)は、次に掲げる各号の行為を許すものではない。

(a) 登録の破棄、又は

(b) 登録官若しくは文書の保存に係る国家機関が、法律のもしくは歴史的に重要だと考える文書の破棄

#### 第 48 条 登録官による規定外の指示又は行為

(1) 登録官は、本規則を施行若しくは効力を与える上で、必要若しくは便宜的で、本規則に規定されておらず、かつ、本規則と矛盾しない事項を命じたり、指示をしたり、行為を命じることができる。

(2) 登録官は、本規則を施行もしくは効力を与える上で、必要もしくは便宜的な事項を、官報により、通知又は公示することができる。

附則 1 様式(省略)

附則 2 書類に関する要件及び商標の表示(省略)

附則 3 商品の分類(省略)

#### 附則 4 料金表

号	事項	手数料
1.	申請：	
	(a) 商品若しくはサービス規定区分の商品又はサービスにおける，商標又は商標のシリーズの登録出願時	K150.00
	(b) 同日に行う，商品又はサービスの他の規定区分に属する商品又はサービスに関する，同一の商標若しくは同一の商標のシリーズの登録出願時	K100.00
2.	表示サイズが80ミリ×60ミリを超える商品又はサービスに関する商標若しくは商標のシリーズの登録出願時(第1号に基づく出願費用に加えて)	K20.00
3.	登録が有効な商品又はサービスの規定区分ごとの，商標若しくは商標のシリーズの登録	K250.00
4.	法第28条(1)に基づく連合商標又はサービスマークの登録申請	K20.00
5.	申請一	
	(a) 法5条(2)，9条，11条，28条(2)，66条，67条，68条に基づく申請又は以下のその他の申請	
	(i) 商標登録の抹消申請	
	(ii) 住所の変更申請	
	(iii) 登録証の認証謄本の申請	
	(iv) (b)が適用される料金	K30.00
	(b) 当該申請に関する各商標が同一の効力を有する法5条(2)又は法11条に基づく申請のうち，(a)(i)(ii)(iii)に規定された申請以外の申請が2つ以上同時になされた場合	K30.00 と，2つ目以降の申請一つにつき K15.00
6.	申請一	
	(a) 法12条，40条，64条，74条に基づく申請	K70.00
	(b) 当該申請に関する各商標又はサービスマークが同一の効力を有する申請が2つ以上同時になされた場合	K70.00 と，二つ目以降の申請一つにつき K40.00
7.	異議申立て手続きの各証拠段階における証拠の申請	K50.00
8.	法66条に基づく登録更新申請	
	(a) 商標又はサービスマークの登録更新の申請	K300.00
	(b) 商標のシリーズ又はサービスマークの登録更新の申請	
	(i) 最初の商標	K300.00
	(ii) 他の各連続商標	K200.00
9.	法第62条(1)に基づく抹消された商標の回復申請	K200.00
10.	証人に対する召喚状の発行，又は書類を作成するための召喚状の発行	K50.00
11.	登録官に対する決定の理由に関する供述を要請する申請	K80.00

12.	法又は本規則に基づく期間延長に関する申請	
	(a) 期間終了前に申請された場合, 各月又は申請の対象となる月の一部ごとに係る費用	K40.00
	(b) 期間終了後に申請された場合	K30.00 と, (a) に基づく手数料
13.	法 10 条(2)に基づく, 登録簿又は登録官が保管する他の書類の写真複写又は抄本の交付	K2.00
14.	課税	K50.00
15.	審査	
	(a) 公益委員による審査の場合	K10.00
	(b) 登録官による審査の場合	K25.00
16.		
	(a) 第 11 条及び第 13 条に基づいて刊行される定期刊行物の年間購読	K125.00
	(b) 第 11 条及び第 13 条に基づいて刊行される定期刊行物の各版の購読	K30.00

附則 5 禁止標章(省略)